

F-15イーグル戦闘機の風防ガラス落下事故に対する抗議決議

平成26年3月4日午前10時頃、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が嘉手納基地を離陸後、沖縄本島から約130キロ北西の海上で風防ガラス（キャノピー）を落下させる事故が発生した。落下した風防ガラスは、重量が113キロから163キロあり、万が一住民居住地に落下していれば、大惨事を引き起こす危険性があった。

そのような中、米空軍報道部は、「すべてのF-15戦闘機が安全に飛行を再開できるとの確信に至った」として、10日から飛行を再開した。本町議会は、これまで過去3回の同様な事故に対し事故原因の究明がされるまでの期間、F-15戦闘機の飛行を全面停止、速やかな公表を求めてきたにもかかわらず、またしても今回、町民の声を無視した飛行再開に対し、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

また、当事故2日前の3月2日には、米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイが、嘉手納飛行場内で着陸後、白煙を上げる事故も発生した。この事故に対し海兵隊は、全ての安全手続きに従って嘉手納飛行場に予防着陸したと説明しているが、同様に、一歩間違えると住民を巻き込んだ大惨事につながる危険性があり、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 風防ガラス落下事故の徹底した原因究明と、その結果及び事故再発防止策を速やかに公表すること。
- 2 事故原因が究明されるまでの期間、F-15戦闘機の飛行を全面停止すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をしないこと。

以上、決議する。

平成26年3月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官

F-15イーグル戦闘機の風防ガラス落下事故に対する意見書

平成26年3月4日午前10時頃、嘉手納基地所属のF-15イーグル戦闘機が嘉手納基地を離陸後、沖縄本島から約130キロ北西の海上で風防ガラス（キャノピー）を落下させる事故が発生した。落下した風防ガラスは、重量が113キロから163キロあり、万が一住民居住地に落下していれば、大惨事を引き起こす危険性があった。

そのような中、米空軍報道部は、「すべてのF-15戦闘機が安全に飛行を再開できるとの確信に至った」として、10日から飛行を再開した。本町議会は、これまで過去3回の同様な事故に対し事故原因の究明がされるまでの期間、F-15戦闘機の飛行を全面停止、速やかな公表を求めてきたにもかかわらず、またしても今回、町民の声を無視した飛行再開に対し、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

また、当事故2日前の3月2日には、米軍普天間基地所属のMV-22オスプレイが、嘉手納飛行場内で着陸後、白煙を上げる事故も発生した。この事故に対し海兵隊は、全ての安全手続きに従って嘉手納飛行場に予防着陸したと説明しているが、同様に、一步間違えると住民を巻き込んだ大惨事につながる危険性があり、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 風防ガラス落下事故の徹底した原因究明と、その結果及び事故再発防止策を速やかに公表させること。
- 2 事故原因が究明されるまでの期間、F-15戦闘機の飛行を全面停止させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、これ以上の機能強化をさせないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長